

介護保険制度等の主な改正内容について

当テキストは、介護支援専門員として働く上で必要な基礎的知識を習得することを目的に発行され、介護支援専門員実務研修受講試験の受験テキスト、介護支援専門員を対象とする研修のテキスト等に活用いただいております。

本資料は、当テキスト刊行後の介護保険制度等に関する改正内容のうち、テキストに関連する主な事項をまとめたものです。テキストと合わせ、ご活用ください。

1. 上巻（介護保険制度・ケアマネジメント・介護保険サービス）に関する事項

(1) 主治医意見書の様式について（主な関係箇所：P. 78、364-365）

2021年（令和3）年4月1日に、「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日付老発0930第5号）が改正され、主治医意見書の様式の見直しについて示されています。主な見直し箇所は下記（赤線部分）のとおりです。

○「4. 生活機能とサービスに関する意見」

(5) 医学的管理の必要性（特に必要性の高いものには下線を引いて下さい。予防給付により提供されるサービスを含みます。）			
<input type="checkbox"/> 訪問診療	<input type="checkbox"/> 訪問看護	<input type="checkbox"/> 訪問歯科診療	<input type="checkbox"/> 訪問薬剤管理指導
<input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション	<input type="checkbox"/> 短期入所療養介護	<input type="checkbox"/> 訪問歯科衛生指導	<input type="checkbox"/> 訪問栄養食事指導
<input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション	<input type="checkbox"/> 老人保健施設	<input type="checkbox"/> 介護医療院	<input type="checkbox"/> その他の医療系サービス（ ）
<input type="checkbox"/> 特記すべき項目なし			
(6) サービス提供時における医学的観点からの留意事項（該当するものを選択するとともに、具体的に記載）			
<input type="checkbox"/> 血圧（ ）	<input type="checkbox"/> 摂食（ ）	<input type="checkbox"/> 嚥下（ ）	
<input type="checkbox"/> 移動（ ）	<input type="checkbox"/> 運動（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
<input type="checkbox"/> 特記すべき項目なし			
(7) 感染症の有無（有の場合は具体的に記入して下さい）			
<input type="checkbox"/> 無	；	<input type="checkbox"/> 有（ ）	<input type="checkbox"/> 不明

○「5. 特記すべき事項」

5. 特記すべき事項

要介護認定及び介護サービス計画作成時に必要な医学的なご意見等を見守りに影響を及ぼす疾病の状況等の留意点を含め記載して下さい。特に、介護に要する手間に影響を及ぼす事項について記載して下さい。なお、専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果も記載して下さい。（情報提供書や障害者手帳の申請に用いる診断書等の写しを添付して頂いても結構です。）

(2) 介護予防ケアマネジメント実施における様式について（主な関係箇所：P. 358-369）

「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正が行われ、参考様式の見直し等について示されています。詳細は、下記の通知をご確認ください。

- ◆ [参照先] 令和3年11月15日付老認発 1115 第1号：
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000855082.pdf>
- ◆ [参照先] 令和4年9月13日付老認発 0913 第2号：
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000989426.pdf>

(3) 指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（主な関係箇所：P. 381、707）

2023（令和5）年4月7日に、「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正が行われ、特例入所の趣旨の明確化、地域における実情を踏まえた適切な運用に関して示されています。

- ◆ [参照先] 令和5年4月7日老高発 0407 第1号：
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230410R0020.pdf>

(4) 医行為ではないと認められるものについて（主な関係箇所：P. 435）

2022（令和4）年12月1日に、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為であって、原則として医行為ではないと考えられるものとして、19行為が示されています。詳細は下記の通知をご確認ください。

- ◆ [参照先] 令和4年12月1日付医政発 1201 第4号：
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221202G0020.pdf>

(5) 特定（介護予防）福祉用具販売の種目の追加について（主な関係箇所：P. 546-547、597）

2022年（令和4）年3月23日に、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する告示」が出されています。

この改正により、介護保険法の特定福祉用具販売の種目に、膀胱内の尿量を測定・可視化し、排尿のタイミングを通知する「排泄予測支援機器」が追加されています（2022（令和4）年4月1日適用）。詳細は下記をご確認ください。

- ◆ [参照先] 令和4年3月28日付事務連絡：
<https://www.mhlw.go.jp/content/000920533.pdf>
- ◆ [参照先] 令和4年3月31日付老高発 0331 第2号：
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000960589.pdf>

2. 下巻（高齢者保健医療・福祉の基礎知識）に関する事項

（1）障害者総合支援制度について（主な関係箇所：P. 465-466）

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、2022（令和4）年12月16日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布されています。

この中で、就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」を創設し、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施するとされています（公布後3年以内の政令で定める日施行）。

◆【参照先】令和4年12月16日付障発1216第3号：

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230407Q0030.pdf>

（2）後期高齢者医療制度について（主な関係箇所：P. 480）

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、後期高齢者医療における一部負担金の負担割合に関し、75歳以上の方等で一定以上の所得（課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上）がある方は、医療費の窓口負担割合が2割となっています（2022（令和4）年10月1日適用）。

◆【参照先】後期高齢者の窓口負担割合の変更等（令和3年法律改正について）（厚生労働省）：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/newpage_21060.html

（3）育児・介護休業法について（主な関係箇所：P. 495）

2021（令和3）年6月に、育児・介護休業法が一部改正され、2022（令和4）年4月1日から段階的に施行するものとされています。

1）男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設（令和4年10月1日施行）：

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。

- ①休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。 ※現行の育児休業（1か月前）よりも短縮
- ②分割して取得できる回数は、2回とする。
- ③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。

2）育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け（令和4年4月1日施行）：

- ①育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置
②妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度
周知及び休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務付ける。

3) 育児休業の分割取得（令和4年10月1日施行）:

育児休業（上記1）の休業を除く）について、分割して2回まで取得することを可能とする。

4) 育児休業の取得の状況の公表の義務付け（令和5年4月1日施行）:

常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。

5) 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和（令和4年4月1日施行）:

有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。

◆【参照先】育児・介護休業法について（厚生労働省）:

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

（その他参考）

（1）家族介護者への支援に関して

【ヤングケアラーの支援に向けた取組について】

2022（令和4）年3月に、厚生労働省の調査研究事業により、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」が作成され、下記事務連絡のとおり周知されています。

◆【参照先】令和4年4月22日付事務連絡:

<https://www.mhlw.go.jp/content/000932685.pdf>

また、ヤングケアラーに係る福祉、介護、医療、教育といった多分野の連携、訪問介護サービス等の生活援助の取扱い、ヤングケアラー等がいる家庭への家事・育児支援を行う事業等について、周知されています。詳細は、下記事務連絡をご確認ください。

◆【参照先】令和4年9月20日付事務連絡:

<https://www.mhlw.go.jp/content/000991730.pdf>

(2) 高齢者住まい法に関して

【登録段階での情報開示の充実について】

2022（令和4）年9月1日より「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」が改正され、サービス付き高齢者向け住宅（以下、「サ高住」という）に関する情報の開示を充実させるため、運営に関する情報の一部が登録事項に追加されています。追加された情報は、以下のとおりです。

- ①法第5条第2項の登録の申請をする場合にあっては、当該登録の更新の申請の日前一年間におけるサ高住の入居者の数及び退去者の数
- ②サ高住において保健医療サービスを提供する場合にあっては、当該サービスを提供する体制に関する事項
- ③サ高住の運営方針

◆【参照先】国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則：

https://www.satsuki-jutaku.jp/doc/r4_format/01_enforcement_info.pdf

.....

(注) 来年4月以降に予定されている次の事項については、上記の改正内容に含まれておりません。次回のテキスト改訂時に反映する予定です。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">* 介護報酬単価等* 第9期介護保険事業計画* 「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」による介護保険法改正（未施行分）* 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」による介護保険法改正（令和6年4月施行分）* 「地方自治法の一部を改正する法律」による介護保険法改正（令和6年4月施行分） |
|--|